「令和6年能登半島地震」災害義援金募 金へのご協力方お願い

令和6年1月11日 日本商工会議所

1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生しました。 被災地では、未だ余震が続き、また、能登地方を中心とする被害の大きかった地域においては、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の 全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われま す。

主要産業の拠点が打撃を受け、被災地を越えて全国的なサプライチェーン等への影響など、石川県、富山県をはじめとする北陸経済のみならず、わが国経済への影響も大きく懸念されます。

日本商工会議所では、当面は、被災状況の正確な把握や特別相談窓口による被災事業者支援に全力を注いでまいりますが、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金を全国の商工会議所に対し募集することといたします。

上記の通り、日本商工会議所から災害義援金募金への協力依頼がありました。当所といたしましては会員事業所から義援金を募り、日本商工会議所を通じて被災地の復旧・復興をご支援させていただきます。

土佐清水商工会議所

義援金 1口1万円とし、希望口数とします(手数料はご負担ください)

振込先 四国銀行 清水支店 普通 5141366 (義援金専用口座)

高知銀行 清水支店 普通 3037421 (義援金専用口座)

幡多信用金庫 清水支店 普通 0241704 (義援金専用口座)

高知信用金庫 清水支店 普通 0018522

名義:土佐清水商工会議所 専務理事 安岡意人(4金融機関とも共通)

(お振込みの際のお願い)

※お振込みの際には会員事業所名も記載ください。

義援金使途 被災地の一日も早い復旧・復興のため、「①被災事業者の事業再開」「②被災 商工会議所の再建」「③観光回復等に係る事業」に活用します。

寄贈先 被災商工会議所および商工会議所連合会に寄贈します。被災地域のブロック商工 会議所連合会および商工会議所連合会にて被災状況等を勘案し、配分等は日本商 工会議所が決めさせていただきます

募金期間 令和6年2月22日(木)締切、日本商工会議所へ送金いたしますが、締切後 も引き続き募金活動を実施する予定です。

税制上の取扱い等は次ページへ掲載

税制上の取扱い

<法人の場合>

・一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、 次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法(条項):法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

(A×事業年度の月数/12×2.5/1000+B×2.5/100) ×1/4=損金算入限度額

A:期末資本金の額等=期末の資本金の額+資本準備金の額

B:所得金額=法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額〈注〉

〈注〉所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

【損金算入限度額の計算例】

- [例 1] 資本金の額等(A)が 10 億円、所得金額(B)が 1 億円の会社の場合 (10 億円×12/12×2.5/1000+1 億円×2.5/100) ×1/4=125 万円
- [例2] 資本金の額等(A) が1億円、所得金額(B) が1千万円の会社の場合 (1億円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/100) ×1/4=12.5万円
- [例3] 資本金の額等(A) が2千万円、所得金額(B) が1千万円の会社の場合(2千万円×12/12×2.5/1000+1千万円×2.5/100)×1/4=7.5万円

<個人の場合> ・所得控除されません(認められません)。

※根拠法(条項):所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。

その他 当所青年部、女性会につきましては、別途、日本YEG、全女連からそれぞれ ご案内させていただきます。

本件問合せ先 土佐清水商工会議所 Tm 0 8 8 0 - 8 2 - 0 2 7 9 メール somu-ts@cciweb.or.jp